

表題：斜め45度の発想を忘れずに

令和7年6月1日から、労働安全衛生規則の一部改正により熱中症対策が追加されました。一定事項を定めて周知をするという内容ですが、事業者の方からすれば、急で一方的な改正といった印象であったのではないのでしょうか。努力義務でもなくなぜ突然義務化なのか。施行日に間に合うよう準備を進めていきたいのに、公式リーフレットも見当たらず、監督署に問い合わせても「まだ情報が降りてきていない」という回答ばかりの時期もありました。監督署としても、せっかく熱中症対策について問い合わせてくださったのに、詳細な回答ができず申し訳ないと感じさせられる時期もありました。

今回は、熱中症対策に対する皆さんの印象を、少しでも和らげられるよう、この場をお借りしてお伝えできればと思います。今回の法改正の背景及び改正点をおさらいしつつ、少し異なる観点からも内容を考えていきます。

<背景>

全国の熱中症による死亡災害が2年連続で30人を超えていて増加傾向にある。その原因の多くが、初期症状の放置 → 処置の遅れ → 重症化して死亡 となったものである。

<法令で示された内容>

- ・ 1. ①「暑熱な場所」…WBGT28度以上、又は気温31度以上 の場所で
- ・ 2. ②継続した1時間以上の作業 又は、
 - ③1日当たり4時間を超える作業 を行うときは、あらかじめ
- ・ 3. ④熱中症による不調を伝える連絡体制 及び
 - ⑤症状の悪化を防ぐための処置等の手順 を定めて
- ・ 4. ⑥関係作業員に対して周知する

<斜め45度からの見方>

ここまでの流れをみていると、「普段の作業が、①から③にあてはまるのだろうか。」「日によって作業内容、作業にかかる時間が異なるケースであれば、なおさらわからない。」という状況であれば、実質的には④⑤を定めて周知するしかない…という結論もあります。しかしながら、次の2点については目を向けていただいておりますでしょうか。

1つ目は、①「暑熱な場所」とならないような場所を選択できるか、という考えです。これまで作業場所の気温等を測定したことがないにしても、例えば作業を行う場所や作業方法の転換、日陰を取り入れる工夫等、何かしら実現できるものはありませんでしょうか。

2つ目に、作業時間が②または③とならないような方法を考えます。確かに、WBGT計が「暑さ注意!」と鳴る度に作業を中断していたら、納期からは遅れる一方です。しかしながら次のような工夫はできませんでしょうか。例えば、明らかに暑熱な時間帯での作業時間を減らす、または、ずらすという方法です。設備や作業を絶え間なく継続しなければ

ならないのであれば、交代での休憩を取り入れることはできないか。また、工程を継続した状態で、人が作業場所に居続けなければならない時間を減らすことはできませんでしょうか。

労働基準協会様のご活躍もあり、愛知県内でも特に熱心にリスクアセスメントにお取り組みいただいている西尾の皆様は、そろそろお気づきかと思われます。ここでは、「人」を「危険源」から引き離す考え方を提案させていただきました。誰でも、熱中症のリスクを肌で感じながら仕事をしたくはないでしょう。「人」が「危険源」に接近することで災害が発生するのは、熱中症も他の災害も同様です。むしろ今回の法改正で示すような「定め」とその「周知」は熱中症の根本的な解決ではありません。一方で、作業は事業者ごとに多種多様であり、ご提案しました方法によっても、結果として、④⑤の定めを作成し、⑥の周知が必要となるケースも往々にして出てくることと思われます。

今後も、熱中症対策のみならず、皆様には、引き続き法令順守にご尽力をお願いしなければなりません。しかしながら、「しなければならないこと」にばかり目を向けるのではなく、「どう転換できるか」という発想、さらにはリスクへの根本的な対策意識も、常に心の隅に置いていただけると幸いです。